

人権かわごえ

主な内容

- 同和問題の解決のために
- 児童・生徒の作品
- 令和6年度川越市PTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会について
- 犯罪被害者やその家族の人権
- 人権啓発映画の選定について

令和7年3月1日

編集・発行

川越市人権教育推進協議会

川越市教育委員会



令和6年度 川越市「いのち・こころを大切にする絵画展」 入選作品

「みんなであうめようハートのパズル」 小学5年生の作品

第二十八回

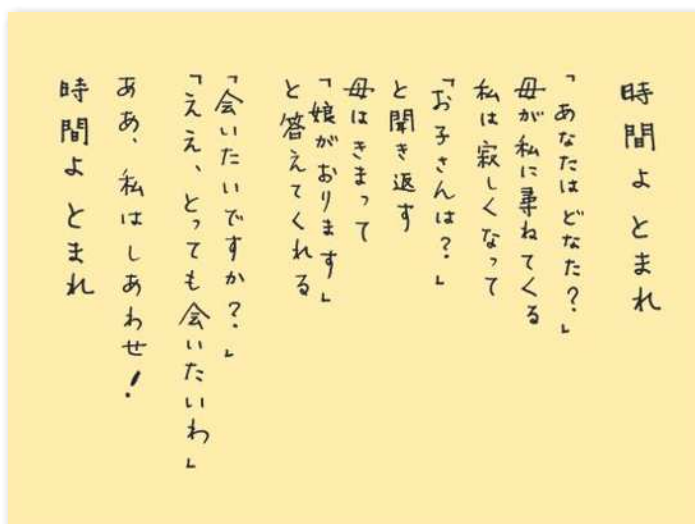
NHKハート展

入選作品

「時間よ とまれ」

甲村 俊子さんの作品

(ともに歩む人〔家族〕)



同和問題の解決の ～ 「埼玉県部落差別の解消

同和問題（部落差別）とは

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

同和問題の解決に向けて

この問題を解決するため、国や県、市町村では、昭和 44（1969）年 7 月の「同和对策事業特別措置法」の施行以来、平成 14（2002）年 3 月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの 33 年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この結果、同和地区における生活環境等については改善が図られ、格差の解消はほぼ達成されました。しかしながら、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、あるいはインターネットでの書き込みがなされるなど、いまだ課題として残っています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」と 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の公布・施行

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28（2016）年 12 月に公布・施行されました。

また、埼玉県では令和 4（2022）年 7 月に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました。この条例では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにしました。また、インターネットでの情報提供などによる部落差別の禁止規定を設けました。

私たちは、何よりも、人として、差別があることを許すことはできません。まして、自分自身が差別されることには強い憤りを感じるはずです。また、差別を黙って見過ごすことは、守らなければならない基本的人権が侵害されているという現実を認めてしまうことになります。

ために の推進に関する条例」について ～

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

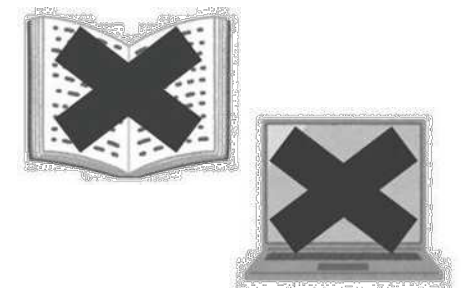
「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の概要

●趣旨

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

●部落差別の禁止を規定（第 3 条）

- ・ 図書、地図その他資料の公表又は流布
- ・ インターネットの利用による情報の提供
- ・ 結婚又は就職に際しての身元の調査
- ・ 土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為



により部落差別を行ってはけません。

●県、県民、事業者の責務を規定（第 4 条～第 6 条）

部落差別のない社会を実現するために、県、県民、事業者の責務を定めました。

（出典：「みんなの人権 人権ってなんだろう？」 埼玉県）

令和六年度
川越市小中学校
児童生徒
人権作文・標語・
絵画作品より

自由な弁論と正当な判断 中三

「人権」と聞いたときに思い浮かべることは何ですか。人権とは、「人間の生存にとって欠くことのできない権利及び自由」のことを指します。健康に生活できるのも、弁論の自由があるのも人権があるからです。

しかし、今の私たちはこの自由から離れていつているように感じます。私がこのように考えた理由は、中学一年生の時の国語の授業での実験があるからです。この時の国語の授業では、「自分の好きなものをみんなの前で語

る」という活動をしました。クラスメイト一人一人が何について語るか考えている中で私は、「何をテーマにしたら変に思われないか」を考えることがメインになっていました。この時の私が、「本当に好きなこと」を語ろうとするのを避けたのは、次のような考え方が理由になっていると思います。まず「人権」の考え方に基づくならば、その人の意見を真つ向から批判することや、ばかにすることはあってはいけません。今の私たちは、その人の考え一つでその人を形作ってしまうようになってきていると思います。このような考えが浸透してしまっている私は思ったため、「一番好きなこと」ではないことをテーマにして発表原稿を作りました。

発表本番の日、私は自分で作った嘘混じりの台本を読んでは何事もなかったかのように自分の番を終えました。発表

が終わってよかったとほっとしていた時に、私の後ろの子の発表を聞いていると、「自分の好き」を包み隠さず堂々と発表している姿がありました。私の発表と比べると、具休性や感情がより深く込められていて、聞いていて実際にその子の好きなものについてどんなものかもっと詳しく知りたくなってしまいうほどでした。「何をテーマにしたら変に思われないか」なんて気にせず、「好き」に対する自分の熱意をそのまま伝えている友達姿は輝いていました。この時私は、（何も気にする

ことはなかったのかもしれない。）と思いました。実際、何を語るのもその人の自由であり、その後批判する人やばかにする人の方が悪いのであり、語り手は「好き」を話してもいいのだと実感し、「弁論の自由」について考える機会にもなりました。

このような体験から私は、離れてしまった自由を取り戻すため、そしてさまざまな人の考えが正当に伝えられるようになるためにも、「人権」本来の考えが広まってほしいと思います。

また、私の実体験以外で



中1「コツコツためよう
いいこと貯金」



中1「一步前に踏み出して
抜け出せ傍観者」

人権標語

相手にも	自分自身にも	思いやり	(小五)
顔上げて	自分のままの	君がいい	(小五)
けんかした	あのこもだれかの	大事な子	(小五)
気づこうよ	笑顔の裏の	見えぬ傷	(中二)
君だけの	ものさしで	人を見ないでよ	(中二)
想像力	使って発する	SNS	(中二)
その個性	価値ある君の	宝物	(中二)

※川越市では毎年、市立小中学校の小学校五年生と
中学校一年生に人権標語を募集しています。

も似たような事例があります。今の私たちの間では、何かに夢中になり、その人や物を追いかけている人のことを「オタク」と呼ぶことがあります。音楽、車、アニメ、スポーツ、アイドル等、さまざまなものがあり、それぞれの物事でたくさんの方が夢中になっています。しかし、なぜかこの「オタク」を批判する人もいます。「TPOをわきまえていない」「周りに迷惑をかけている」といった理由であるならば、仕方がないとなるかもしれませんが。しかし、「オタク」という言葉の響きだけで「気持ち悪い」と決めつけて、迷惑とされる行為をしていなくても、「好き」を楽しんでいる人たちを批判する人たちがいます。他の人が嫌だと思うことをしないように行動しているにもかかわらず、言葉の響きだけで悪い見方をされてしまうのは、その人の「人権」の否定

にまで関わってくると思います。決めつけだけで自分自身のことを否定されてしまえば、苦しくてしょうがないと思います。

このような事例から私は、何事にも正しい判断が大切だと思いました。これからも、その時の感情だけではなく、冷静に考えた結果での善悪の判断が必要になってくることを実感しました。

以上の実体験や事例から、「人権」本来の意義がしっかりと果たされ、意見や行動等が正しく判断でき、たくさんの方が心地よく過ごせるようになると思います。良いことに対しては良い、悪いことに対しては悪いと正しい意見を交わせるようになることが、これからの私たちには必要不可欠になると思います。そのためにも、先入観をなくし、冷静な考えを持てるようにしていきたいです。

令和六年度川越市PTA・子ども会育成会 人権啓発フィルム研修会について

令和六年十一月十三日（水）川越西文化会館

川越市人権教育推進協議会では人権教育の振興を図り、よりよい地域社会づくりに寄与するため、次のような事業を行っています。

- ・川越市PTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会

- ・川越市人権教育実践報告会
- ・川越市人推協だより「人権かわごえ」の発行

- ・人権啓発映画の選定

今号では、人権啓発フィルム研修会について紹介します。

研修会の趣旨

○同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しく理解するとともに、人権を尊重する教育の重要性について認識を深める。

○各PTA及び子ども会育成会における人権教育の推進に役

立てる。

研修会の概要

研修会は、全体会で、人権啓発映画「夕焼け」を視聴し、その後、五つの分散会に分かれ、グループ協議を行いました。

研修会には、市立小中学校のPTA及び各校区育成会の会員八十一名が参加しました。

《全体会》

全体会では、今年度、川越市人権教育推進協議会で購入した映画「夕焼け」を視聴しました。（映画については、8ページを参照ください。）

《分散会》

分散会では、二・三校をグループにして、「人権尊重の視点からケアラー・



ヤングケアラーについて考える」をテーマに、話し合いを行いました。話し合った内容は、各グループの代表者が発表し、分散会場ごとに共有しました。

グループ協議の後、各会場の助言者から、ケアラー（ヤングケアラー）について、「どのように向き合っていたらよいのか」などのお話をいただきました。

参加者の感想

《全体会》

○色々な立場の人の気持ちが伝わってくる映画でした。自分に何ができるか、どう接すればよいのか、考えさせられました。

○ヤングケアラーについては知っていましたが、改めて考えさせられました。映画の内容よりも、もっと厳しい現実もあると思う、胸が痛みました。

○映画を観て、自分も小さい頃、ヤングケアラーだったと気づかされました。

○ヤングケアラーについて、

分かりやすく伝わる内容でした。胸がしめつけられるような内容でしたが、そのような環境の子どもたちに対してどんなことができるのか考えさせられました。

《分散会》

○ヤングケアラーの人が身近にいても、踏み込んでいいのかわからないと思っていました。話を聞き、一歩踏み出したいと思いました。

○ヤングケアラーについて、対話ができてよかったと思いました。育成会の中でも以前から話題になっていたので良いタイミングでした。

○いろいろな方の意見が聞けてよかった。「ありがとう」「助かる」という言葉を大切にしていきたいと思っています。

○身近にもヤングケアラーはいるだろうなと思いました。「信頼して見守る」とことは、ヤングケアラーだけではなく、子育てでも大事なだなど思いました。

犯罪被害者やその家族の人権

～ 犯罪被害者やその家族の方々に必要なのは、皆様の理解と支援です ～

被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害者（家族・遺族を含む。以下同じ。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、

◆事件・事故にあったことによる精神的ショックや身体の不調

◆医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

◆捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

◆周囲の人々の心ない言動・態度やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。被害者が再び平穏な生活を送れるようになるためには、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。私たちは、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。被害者の立場に立って、考えてみましょう。

被害者が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。周りの人たちは、被害者の心理等をよく理解して接することが求められます。被害の原因を被害者に向けたり、不適切に励ましたりすると、被害者は体験した恐怖や精神的苦痛を理解してもらえないという思いを強くし、孤立感を深めます。

相談窓口

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
彩の国犯罪被害者 ワンストップ支援センター さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3 階	総合対応電話 ☎ 0120-735-001	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の相談に応じ、県・県警・民間支援団体がワンストップで支援	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
性暴力等犯罪被害 専用相談電話 アイリスホットライン	☎ #8891 または ☎ 0120-31-8341 https://www.svs8080.jp/iris/ 	性暴力、性犯罪の被害に遭われた方への電話相談、面接相談、医療機関の受診（産婦人科、精神科）、弁護士による法律相談などの支援	【電話相談】24時間365日 【面接相談】月～金 8時30分～17時（面接は予約制） Web（メール）相談受付 オンライン相談・面談（Zoom） ※要事前相談
埼玉県警察 犯罪被害者支援室 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3 階	☎ 0120-381-858 性犯罪被害相談電話（ハートさん） ☎ #8103 または ☎ 0120-83-8103	犯罪被害に関する電話相談、捜査や裁判の説明等の支援 性犯罪被害相談電話	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く 24時間365日 ※月～金 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）→犯罪被害者支援室の担当者が対応 ※それ以外の時間帯→警察本部の当直勤務員が対応
公益社団法人 埼玉犯罪被害者 援助センター さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3 階	☎ 048-865-7830	被害者等の不安や悩みの電話相談・面接相談、カウンセリング、弁護士相談、付添い	月～金 8時30分～17時 ※カウンセリング（要予約） ※弁護士相談 第2、第4金曜午後（要予約） 祝日・年末年始を除く
埼玉県防犯・交通安全課 （分室） さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3 階	☎ 048-710-5036	相談者に対する情報提供・助言・連絡調整／被害者支援の理解を深める広報、啓発	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

不適切な励ましの例

「頑張って」「早く忘れなさい」といったものから、子供を亡くした遺族に対する「他の子供のためにもしっかりしなさい」「他にも子供がいるじゃない」、他の被害と比べて「あなたはまだいい方」「命が助かっただけ良かった」といったものがあります。

川越市では「川越市犯罪被害者等支援条例」（令和3年4月1日施行）を制定し、犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

詳しくはホームページをご覧ください。

【“川越市犯罪被害者等支援条例”で検索】
（担当 防犯・交通安全課）

（出典）埼玉県人権啓発冊子「みんなの人権 人権ってなんだろう？」

人権啓発映画の選定について

川越市人権教育推進協議会では、人権啓発映画を毎年選定し、川越市教育委員会で購入しています。

今号では、今年度選定した人権啓発映画を紹介します。学校及びPTA・子ども会育成会・公民館・自治会などの研修会等で活用し、人権について深い認識をもっていたければ幸いです。

ここで紹介した作品のほかにも、これまで購入した多くの映画を川越市立中央図書館にて所蔵しております。

ご利用を希望する場合に、左記にお問い合わせください。

川越市立中央図書館
視聴覚ライブラリー
電話 二二二一〇五五九

人権啓発映画の紹介

「夕焼け」(DVD・三十五分)

本作品のテーマは、「ケアラーだれもが人権尊重される社会を」です。

相手が家族や親しい人であっても、毎日誰かの介護や世話をすることは、身体的、精神的、さらに経済的にも大きな負担がかかります。特にヤングケアラーは、学校に通い、教育を受け、友人と交流を通して成長する重要な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過ごされることが多いという問題があります。主人公・瑠依は、幼い弟の世話や家事に追われる生活にしんどさを感じつつも、「家族のことは家族するのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生きているヤングケアラーです。しかし、元ケアラーの灯との交流によって、自分の状況

や本当の気持ちについて見つめ直し、将来に向き合うための一歩を踏み出します。この作品では、お互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーと家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描きます。

ケアは他人事ではありません。だれもがケアする側にもケアされる側にもなります。年齢属性を問わず、共に助け合える「だれもが人権尊重される社会」の実現をめざすことを目的として制作された人権啓発ドラマです。



編集後記

ヤングケアラーがテーマの「夕焼け」は、深く私の心に刺さりました。自分に何ができるか、なかなか難しい問題ですが、私たちがやるべきことはまず「知ること・気づくこと」。そんなことを考えさせられました。皆様もぜひご視聴ください。